



事 務 連 絡
平成27年12月10日

経済団体各位

文部科学省高等教育局専門教育課
厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部企画課若年者雇用対策室
経済産業省経済産業政策局産業人材政策室

「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」の「別紙：企業がインターンシップ等で取得した学生情報の広報活動・採用選考活動における取扱いの考え方について」の改正について（お知らせ）

貴団体におかれましては、平素よりインターンシップの実施につきまして御理解・御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

インターンシップの実施にあたっては、「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」（平成9年9月18日作成・平成26年4月8日一部改正、以下「三省合意」という。）に則って適切に御対応いただいているところかと存じます。

さて、今般、平成28年度卒業・修了予定の学生に対する採用選考活動の開始時期について、企業側、大学側、関係府省において議論を行った結果、8月1日から6月1日以降に変更することとなりました。

また、一般社団法人日本経済団体連合会においては、平成27年12月7日に「採用選考に関する指針」及び「採用選考に関する指針」の手引きを改定・公表するとともに、大学等（就職問題懇談会）においても、翌8日に「大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」を改定・公表したところです。

つきましては、これに伴い、三省合意内の「別紙：企業がインターンシップ等で取得した学生情報の広報活動・採用選考活動における取扱いの考え方について」についても、別添のとおり改正することといたしましたので、貴団体の加盟各企業に対して周知いただきますよう、お願いいたします。

（参考）「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/sangaku2/1346604.htm

【本件問い合わせ先】

文部科学省高等教育局専門教育課

教育振興係（担当：鳥塚、石井、宮下）

電 話：03-5253-4111（内線3308）

厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部
企画課若年者雇用対策室

（担当：秋山、伊藤、富岡）

電 話：03-5253-1111（内線5333, 5375）

経済産業省経済産業政策局産業人材政策室

（担当：近田、橋本、塚原）

電 話：03-3501-2259

企業がインターシップ等で取得した学生情報の広報活動・採用選考活動
における取扱いの考え方について

インターンシップ等の 実施（開始）時期	基本的な取扱い	あらかじめ広報活動・採用選考活動の趣 旨を含むことが示された場合の取扱い
3 学年次 2 月末まで 広報活動開始時期「前」	<p>学生情報は、広報活動・採用選考活動に使用できない。</p> <p>※広報活動・採用選考活動において、学生が企業に対し自ら提出したエントリーシート、成績表等にインターンシップの参加事実、フィードバック結果等が記載されている場合は、他の成績書類と同様に、これを広報活動・採用選考活動に使用することは差し支えない。</p>	<p>広報活動・採用選考活動の趣旨を含むことはできない。</p> <p>※広報活動開始日以前に開始されるインターンシップについては、終了日が広報活動開始日以降であっても、開始時点では趣旨の明示を行うべきではないため、広報活動・採用選考活動としての取扱いは行わない。</p>
3 学年次 3 月 ～ 4 学年次 5 月末まで 広報活動開始時期「後」かつ採用 選考活動開始時期「前」		<p>学生情報を広報活動に 使用できる。</p>
4 学年次 6 月以後 採用選考活動開始時期「後」		<p>学生情報を採用選考活動に 使用できる。</p>

注1) 広報活動 : 採用を目的とした情報を学生に対して発信する活動。採用のための実質的な選考とならない活動。

採用選考活動 : 採用のための実質的な選考を行う活動。採用のために参加が必須となる活動。

注2) 本表は、平成28年度の卒業・修了生から就職・採用活動開始時期変更後の考え方である。

(参考) : 新旧対照表

改正後			改正前		
インターンシップ等の実施(開始)時期	基本的な取扱い	あらかじめ広報活動・採用選考活動の趣旨を含むことが示された場合の取扱い	インターンシップ等の実施(開始)時期	基本的な取扱い	あらかじめ広報活動・採用選考活動の趣旨を含むことが示された場合の取扱い
<u>3学年次2月末まで</u> 広報活動開始時期「前」	学生情報は、広報活動・採用選考活動に使用できない。 ※広報活動・採用選考活動において、学生が企業に対し自ら提出したエントリーシート、成績表等にインターンシップの参加事実、フィードバック結果等が記載されている場合は、他の成績書類と同様に、これを広報活動・採用選考活動に使用することは差し支えない。	広報活動・採用選考活動の趣旨を含むことはできない。 ※広報活動開始日以前に開始されるインターンシップについては、終了日が広報活動開始日以降であっても、開始時点では趣旨の明示を行うべきではないため、広報活動・採用選考活動としての取扱いは行わない。	<u>3学年次2月末まで</u> 広報活動開始時期「前」	学生情報は、広報活動・採用選考活動に使用できない。 ※広報活動・採用選考活動において、学生が企業に対し自ら提出したエントリーシート、成績表等にインターンシップの参加事実、フィードバック結果等が記載されている場合は、他の成績書類と同様に、これを広報活動・採用選考活動に使用することは差し支えない。	広報活動・採用選考活動の趣旨を含むことはできない。 ※広報活動開始日以前に開始されるインターンシップについては、終了日が広報活動開始日以降であっても、開始時点では趣旨の明示を行うべきではないため、広報活動・採用選考活動としての取扱いは行わない。
<u>3学年次3月</u> ～ <u>4学年次5月末まで</u> 広報活動開始時期「後」 かつ採用選考活動開始時期「前」	成績表等にインターンシップの参加事実、フィードバック結果等が記載されている場合は、他の成績書類と同様に、これを広報活動・採用選考活動に使用することは差し支えない。	学生情報を広報活動に使用できる。	<u>3学年次3月</u> ～ <u>4学年次7月末まで</u> 広報活動開始時期「後」 かつ採用選考活動開始時期「前」	成績表等にインターンシップの参加事実、フィードバック結果等が記載されている場合は、他の成績書類と同様に、これを広報活動・採用選考活動に使用することは差し支えない。	学生情報を広報活動に使用できる。
<u>4学年次6月以後</u> 採用選考活動開始時期「後」	学生情報を採用選考活動に使用することは差し支えない。	学生情報を採用選考活動に使用できる。	<u>4学年次8月以後</u> 採用選考活動開始時期「後」	学生情報を採用選考活動に使用することは差し支えない。	学生情報を採用選考活動に使用できる。
注1) 広報活動 : 採用を目的とした情報を学生に対して発信する活動。採用のための実質的な選考とならない活動。 採用選考活動: 採用のための実質的な選考を行う活動。採用のために参加が必須となる活動。			注1) 広報活動 : 採用を目的とした情報を学生に対して発信する活動。採用のための実質的な選考とならない活動。 採用選考活動: 採用のための実質的な選考を行う活動。採用のために参加が必須となる活動。		
注2) 本表は、平成 <u>28</u> 年度の卒業・修了生から就職・採用活動開始時期変更後の考え方である。			注2) 本表は、平成 <u>27</u> 年度の卒業・修了生から就職・採用活動開始時期変更後の考え方である。		

【改正内容】

平成28年度（平成29年3月卒業・修了予定者対象）における企業の採用選考活動開始時期の変更（8月1日を6月1日に前倒し）に伴い、以下3点を改正。

- ①（表中段）「3学年次3月～4学年次7月末まで」を「3学年次3月～4学年次5月末まで」に改正
- ②（表下段）「4学年次8月以後」を「4学年次6月以後」に改正
- ③（注2） 「平成27年度の卒業・修了生から」を「平成28年度の卒業・修了生から」に改正